様式第６（第３条関係）

導管改修実施状況（　　年度分）

年　　月　　日

　中部近畿産業保安監督部長　殿

住　　所

氏　　名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第１７１条第１項の規定により次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保有量（Ａ＝Ａ１＋Ａ２） | 次年度の対策計画量 |
| 当該年度末の保有総量Ａ | 当該年度末の対策済導管量Ａ１ | 当該年度末の未対策導管量Ａ２ |
| 中圧本支管（単位：m） | 全管種合計 |  | ------ | ------ | ------ |
| ねずみ鋳鉄管 |  |  |  |  |
| 腐食劣化対策管合計 |  |  |  |  |
|  | 白管・黒管 |  |  |  |  |
| その他の腐食劣化対策管 |  |  |  |  |
| その他の導管 |  | ------ | ------ | ------ |
|  | うち継ぎ手部被覆なし（埋設） |  |  |  |  |
| 低圧本支管（単位：m） | 全管種合計 |  | ------ | ------ | ------ |
| ねずみ鋳鉄管 |  |  |  |  |
| 腐食劣化対策管合計 |  |  |  |  |
|  | 白管・黒管 |  |  |  |  |
| その他の腐食劣化対策管 |  |  |  |  |
| その他の導管 |  | ------ | ------ | ------ |
|  | うち継ぎ手部被覆なし（埋設） |  |  |  |  |
| 供給管（単位：本） | 全管種合計 |  | ------ | ------ | ------ |
| ねずみ鋳鉄管 |  |  |  |  |
| 腐食劣化対策管合計 |  |  |  |  |
|  | 白管・黒管 |  |  |  |  |
| その他の腐食劣化対策管 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| その他の導管 |  | ------ | ------ | ------ |
|  | うち継ぎ手部被覆なし（埋設） |  |  |  |  |
| 灯外内管（単位：本） | 全管種合計 |  | ------ | ------ | ------ |
| ねずみ鋳鉄管 |  |  |  |  |
| 腐食劣化対策管合計 |  |  |  |  |
|  | 白管・黒管 |  |  |  |  |
| その他の腐食劣化対策管 |  |  |  |  |
| その他の導管 |  | ------ | ------ | ------ |
|  | うち継ぎ手部被覆なし（埋設） |  |  |  |  |

備考　　１　表中の各用語の意義は、原則として以下による。ただし、本支管、供給管、灯外内管の区分については、全部又は大部分の導管がガスの使用者が所有し、又は占有する土地にある場合、土地所有（占有）の境界線での区分ではなく、導管埋設状況の実体面に即して区分すること。この場合において灯外内管の本数は、１本の供給管で引き込まれている場合１本として数えること。

本支管：導管のうち、原則として道路に並行して埋設するもの。

供給管：導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのもの。

灯外内管：導管のうち、使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線からメーターガス栓までのもの。

中圧：０．１ＭＰａ以上１ＭＰａ未満の圧力（ゲージ圧）をいう。

低圧：０．１ＭＰａ未満の圧力（ゲージ圧）をいう。

対策：取替、更生修理、電気防食、撤去及びテープ巻き等の措置を施すことをいう。なお、取替（管種がねずみ鋳鉄管又は腐食劣化対策管以外のものへ変更）を行ったものは「対策済導管量」の欄ではなく「その他の導管」欄に計上し、撤去の措置を施したものはいずれの欄にも計上しないこと。

腐食劣化対策管：埋設されている鋼管であって塗覆装を講じていないもの。ただし、アスファルトジュート巻管は対象とする。なお、管種が不明であるものについては、その他の腐食劣化対策管に含めること。

白管・黒管：ＪＩＳ Ｇ ３４５２「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管（亜鉛メッキを行ったもの）及び黒管（亜鉛メッキを行わないもの）をいう。

その他の導管：プラスチック被覆鋼管、ポリエチレン管等対策の必要がない導管及びねずみ鋳鉄管、白管・黒管等で地上に出ている露出管をいう。

継ぎ手部被覆なし：管は防食措置がとられているが、継ぎ手部分はとられていないもの。当該欄には、被覆なし継ぎ手を用いて施工されている導管の総延長（本支管）又は本数（供給管、灯外内管）を記載すること。

２　ねずみ鋳鉄管の欄への記入は、埋設されているもののみを対象とすること。（露出しているものは「その他の導管」欄に計上）。なお、更生修理を行ったものは対策済導管に計上すること。

３　腐食劣化対策管の欄への記入は、埋設されている鋼管（腐食を生ずるおそれがない場合におけるステンレス鋼管を除く。）のうち、塗覆装を講じていないものを対象とすること。（ただしアスファルトジュート巻管は対象）。なお、更生修理又は電気防食等を施したものは対策済導管に計上すること。